

令和6年度

津市スポーツ振興基金活用事業補助金応募要領

(競技スポーツ・パラスポーツ)

応募期間 令和5年11月1日(水)～令和5年12月28日(木)

- 補助対象経費、補助率等は応募要領に記載のとおりです。
- 補助金の交付決定は、令和6年度予算決定後になります。
- 応募多数で、採択事業の補助金額の合計が予算額を超過したときは、各事業の採択において希望額を満たさない場合があります。

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

津市スポーツ振興基金活用事業の概要

● 津市スポーツ振興基金活用事業の趣旨

令和3年秋に開催が予定されていましたが三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体等」という。）につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催が中止となったことから、津市では、国体予算の残金の一部を活用し、スポーツ振興基金を創設いたしました。

そこで、この事業は、国体等に向けた競技スポーツ及びパラスポーツの盛り上がりを引き継ぎ、市内のスポーツ競技団体等が行う競技人口の拡大や競技力向上を図る活動を継続して支援するため、本市におけるスポーツ振興を図る事業に対して、事業費のうち対象となる額を次の補助金により補助するものです。

- (1) 競技スポーツ振興事業補助金
- (2) パラスポーツ振興事業補助金

● 補助の対象団体等

- (1) 津市スポーツ協会に加盟している団体等
- (2) 三重県障がい者スポーツ協会に加盟し、津市を中心に活動している団体等

※ 加盟団体等が主催する事業が対象となり、チーム単独での事業は対象とはなりません。

● 補助の対象事業

事業名	対象事業
競技スポーツ振興事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 団体等が主催するジュニアアスリート等育成のための教室や体験会等、競技人口の拡大及び競技力向上のための事業 (2) 団体等が主催する指導者招聘による指導者講習会の開催、日本スポーツ協会等が主催する資格講習会など指導員・審判員の新たな資格取得に対する支援等、競技力向上のための事業 (3) 団体等が実施する大会・合同合宿の開催や遠征試合等、競技力の向上のための事業 (4) その他市長が特に必要と認める事業
パラスポーツ振興事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 競技団体が主催する市内で開催されるパラスポーツ大会などパラスポーツの振興・普及が図られる事業 (2) その他市長が特に必要と認める事業

★補助対象外の事業

以下の事業は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 営利目的で実施される事業
- ・ スポーツ振興以外の主たる目的をもって行う事業（地域振興、商業振興等を主たる目的とする事業）
- ・ 定期的に実施している事業（新たに講師を招聘したり、規模を拡大して行うなどの場合は除きます。）

※ 津市スポーツ協会が主催する市民スポーツ教室、市民体育大会は対象外となります。

※ 国・県の補助制度を活用する事業や津市スポーツ協会の競技力向上事業を活用する事業なども対象になりますので、ご相談ください。

● 補助金額

- (1) 競技スポーツ振興事業補助金は、上限額100万円とします。
- (2) パラスポーツ振興事業補助金は、上限額50万円とします。

※ 本事業補助金は、令和6年度の予算議決後（令和6年3月下旬）に正式な補助決定となりますことをあらかじめご了承ください。また、補助対象や予算の範囲内で補助金を交付しますので、希望額を満たすとは限りません。

他に国県補助事業等を合わせて活用する場合は、国県等の補助対象額の全額及び津市スポーツ協会競技力向上事業の対象額は、本補助対象額から除きます。

● 事業の実施期間

事業採択決定通知書（令和6年3月末を予定）を受け取った団体は、令和6年4月から令和7年3月31日までが事業実施可能な期間となりますが、令和6年4月1日以降に補助金の交付申請を行っていただき、交付決定を受けた日以降の事業実施や関連費用の支出が補助対象となります。

また、令和7年3月31日までが事業期間となりますが、この期間に実績報告書の作成・提出が必要となりますので、事業の実施時期につきましては余裕をもって計画してください。

● 収支予算

総事業費に対してすべて当該補助金を充当したり、旅費等補助対象額の1/2すべてに当該補助金を充当する場合は、事業の実施により補助金の減額等変更が必要となる場合がありますので、収入予算に自己資金を計上するなど余裕のある計画としてください。

● 補助対象経費

各補助対象経費の詳細及び限度額

補助対象経費	区分	説明	限度額
謝金	運営員・スタッフ謝礼金	事業実施における運営員及びスタッフの謝礼金	実費
	審判員・指導員・手話通訳等謝礼金	事業実施におけるスポーツ審判員や公認スポーツ指導者など各競技の専門的な資格を有する審判員・指導員及び手話通訳等専門的な技術を有するボランティアの謝礼金	実費
	講師謝礼金	日本代表の選手や監督に選任された経験を持つ者、プロプレイヤーとして活動した経験を持つ者等を指導者として招聘した場合に必要な謝礼金	実費
	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に際して発生する労務に対し謝礼（報償）として支出するもの。（旅費・宿泊費を含む。）ただし、謝金は社会通念上、過度な金額にならないこととし、次の金額を参考にすること。 （参考） ①運営員・スタッフ謝礼金 3,000円～6,000円/日・人 ②審判員・指導員・手話通訳等謝礼金 20,000円～30,000円/日・人 ③講師謝礼金 特になし ・運営員・スタッフとは、会場の設営や進行等に必要な運営員や講師のサポートなどに要する者。 ・謝金を補助対象経費として計上する場合、領収書等支払ったことが確認できる書類の写し（以下「領収書等」という。）を添付すること。 		
旅費	旅客運賃	公共交通機関を利用した際の旅客運賃	実費の1/2
	自家用車運賃	電車・バス等の公共交通機関が存在しない場合や、運行時間外の移動が必要となる場合、若しくは身体障がいのため公共交通機関の利用が困難な場合により、止むを得ず自家用車を使用する際の交通費	1kmにつき37円で算出される額の1/2

	タクシー代金	電車・バス等の公共交通機関が存在しない場合や、運行時間外の移動が必要となる場合、若しくは身体障がいのため公共交通機関の利用が困難な場合により、止むを得ずタクシーを使用する際の乗車金	実費の 1/2
	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施のため、自チームの選手・監督（1名）の遠征費や資格講習会への参加など旅行を必要とする者に対し、支出するもの。 ・スポーツ用具等運搬のための自家用車使用は対象外。用具の運搬は通信運搬費で計上すること。 ・旅費の算出に当たっては、経済的な通常の経路と手段で旅行した場合の旅費により計算すること。 ・新幹線特別料金の「グリーン車」等、上位等級の指定席料金は補助対象経費の対象外とする。 ・旅費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。 		
宿泊費	宿泊費	選手・監督が宿泊を必要とする場合の宿泊費	実費の 1/2 上限 6,500 円／泊・人
	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施のため、自チームの選手・監督（1名）が宿泊を伴う場合に、発生する宿泊に要する経費。 ・1泊2食付きなどの代金については、宿泊に要する費用のみを対象とする。 ・宿泊費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。 		
スポーツ用具費	競技用・会場用スポーツ用品費	試合球、ビブス、教室用貸出スポーツ用具、ラインテープ等	実費
	<p>【摘要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に必要となるスポーツ用具購入に要する経費。 ・各競技専用のシューズやチームユニフォーム等、個人へ配付するものは補助対象経費の対象外とする。 ・耐用年数がある場合は、耐用年数が経過するまで適切に保管すること。 ・スポーツ用具費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。 		
使用料・賃借	施設使用料	事業実施に必要となる施設・会	実費

料		議室等の使用料	
	設備使用料	事業実施に必要なとなる施設音響設備・照明器具・冷暖房使用料	実費
	車両借上料	事業実施に必要なとなる選手・監督輸送のためのバス等の車両レンタル料	実費
	スポーツ用具レンタル費	事業実施に必要なとなるスポーツ用具のレンタル料	実費
	【摘要】 ・使用料・賃借料を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		
委託費	委託費	会場警備委託、会場設営委託等	実費
	【摘要】 ・事業の実施に必要な業務を外部事業者に請け負わせて実施する経費。 ・委託費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		
消耗品費	事務用品費	文房具・紙・プリンターインク等の購入費	実費
	実習用教材費	講習会用教材・審判員ハンドブック等の購入費	実費
	【摘要】 ・事業の実施に必要なとなる消耗品に要する費用。 ・消耗品費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		
印刷製本費	印刷製本費	横断幕、ポスター、チラシ、競技記録用紙、パンフレット、プログラム冊子、報告書冊子作成、コピー代、CD・DVDのダビング代等	実費
	【摘要】 ・事業の実施に際し、印刷・製本及びコピーに要する費用。 ・ポスター・チラシ・パンフレット・プログラムを作成した場合、補助事業にかかる制作物であることを確認するため、制作物を1部提出すること。 ・印刷製本費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		
通信運搬費	通信運搬費	郵便料金、はがき、小包、速達、書留料金、配送料	実費

	【摘要】 ・事業の実施に必要な郵便料金・はがき等の通信運搬に必要な費用。 ・切手の購入は補助対象経費の対象外とする。 ・通信運搬費を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		
手数料・負担金	手数料	大会参加費、振込手数料、競技記録の認定等に係る手数料、資格取得に係る負担金等	実費
	【摘要】 ・事業の実施に必要な手数料及び負担金に係る経費。 ・手数料を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		
保険料	保険料	スポーツ安全保険等	実費
	【摘要】 ・事業の実施に必要な保険の加入に係る経費。 ・保険料を補助対象経費として計上する場合、領収書等を添付すること。		

● 応募期間

令和5年11月1日（水）から令和5年12月28日（木）まで

● 応募方法

(1) 所定の様式の申込書を作成の上、津市スポーツ協会、三重県障がい者スポーツ協会を経由して応募してください。

宛先 〒514-0056 津市北河路町19-1 メッセウイング・みえ2階
津市スポーツ文化振興部 スポーツ振興課

※持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝・休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

※郵送の場合は、締め切り当日の消印有効です。

(2) 申込書に記載された書類があれば、添付してください。

(3) 提出された申込書等関係資料は返却いたしません。

(4) 提出された書類について、その記載内容に関して、問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り保管してください。

(5) 提出いただいた名簿等については、「津市個人情報保護条例」に基づき適正な管理を行います。

※申込書の記載において不明な点がありましたら、それぞれが所属する津市スポーツ協会、三重県障がい者スポーツ協会の事務局、または津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課にお尋ねください。

● 審査・決定の方法

(1) 津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課において、書類審査を行い

ます。

審査の結果、申請内容に修正がある場合は、修正のうえ再提出をお願いします。また、補助対象事業に適さないと判定した場合は、書類を返却します。

- (2) 審査において、補助対象に適していると判定した事業について、津市長が採択を決定し、申請者に通知します。(令和6年3月末を予定しています。)

● 補助金交付申請

事業の採択が決定した申請者は、令和6年4月1日以降に補助金交付申請書を提出してください。内容・書類審査を経て補助金の交付決定を行いますので、事業は補助金交付決定後に着手してください。

補助金交付申請書の提出期限については、事業採択決定の際にお知らせします。

補助金の全部または一部を事前に請求される場合は、補助金概算払い請求書を提出してください。

● 実績報告

補助対象事業が完了した場合は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過した日(最終は令和7年3月29日)までに、所定の様式の事業実績報告書に関係資料(開催要領、チラシ、領収書類、事業実施写真等)を添付して提出してください。また、事業計画に変更等が生じた場合や支出が減額し、市費充当額の合計が補助金交付決定額を下回る場合などは、速やかに変更承認申請書を提出し、実績報告までに事業計画の変更承認を得てください。

※ やむを得ない事情を除き、事業が定められた期間内に完了しない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大等により、事業の実施が困難となった場合は、事業の実施までにかかった経費などを基に、補助金の精算を行います。

上記のように事業に変更が生じた場合で、事業完了までに概算払い申請を経て補助金を受領している場合は、補助金の一部または全額を返還しなければならない場合があります。

● 注意事項

- ・ 事業採択申請書や補助金交付申請書、実績報告書などの申請書類等については、津市情報公開条例の対象となります。

(問い合わせ先)

○ 補助事業の制度等について

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

TEL 059-229-3254

FAX 059-229-3247

E-Mail 229-3254@city.tsu.lg.jp

○ 事業実施に関する計画や申請等について

・ 競技スポーツ振興事業補助金

特定非営利活動法人 津市スポーツ協会

TEL 059-273-5522

FAX 059-273-5588

E-Mail info@tsuspokyo.org

・ パラスポーツ振興事業補助金

三重県障がい者スポーツ協会

TEL 059-231-0800

FAX 059-231-0801

E-Mail sport@mie-reha.jp